

note運用ポリシー

令和6年3月1日

運営管理

管理者

地域振興課定住推進係

運営者

地域振興課定住推進係

ソーシャルメディアの種類

note

アカウント名・アカウントID・URL

アカウント名 ごうつ市地域おこし協力隊

アカウントID gotsu_okoshi

URL https://note.com/gotsu_okoshi

目的

発信目的

都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移し「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組を行う総務省制度である「地域おこし協力隊」の活動内容や本市での募集案内をインターネットプラットフォーム「note」において発信することで、都市地域在住者を「地域おこし協力隊」として本市に呼び込むこと目的とします。

発信内容

本市の地域おこし協力隊の募集状況に関する情報や、本市で活動している地域おこし協力隊の隊員が本市のシティプロモーションや自身の活動内容がわかる写真・動画を随時発信します。

運用方針

利用時の基本原則

江津市ソーシャルメディア利用ガイドライン（平成25年3月1日制定）に記載している遵守事項に基づいて当該アカウントを運営します。

表現の硬軟度合い

です・ます調（敬体）を基本とします。また、親しみやすい雰囲気にするため、絵文字も使用可とします。

決裁の要・不要

要（手順は以下のとおり）

- ①地域振興課定住推進係または地域おこし協力隊の隊員が写真及び文章を作成
- ②投稿案を地域振興課定住推進係で承認

コメントへの対応方針

投稿されたコメントについては、必要が認められる場合には返信するものとし、すべてのコメントには返信を行いません。

また、発信情報に関係ないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、非表示又は削除を行う場合があります。

1. 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
2. 公序良俗に反するもの
3. 政治、宗教活動を目的とするもの
4. 犯罪行為を助長するもの
5. 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
6. 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
7. 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
8. 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
9. 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
10. 他のユーザー、第三者になりすますもの
11. 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
12. 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
13. 有害なプログラム等
14. わいせつな表現等を含むもの
15. 当課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
16. noteの利用規約に反すると思われるもの
17. その他、本市が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

知的財産権

当アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、動画など）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、本市または本市以外の原著作者等に帰属します。

当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

なお、当アカウントが再投稿（シェア）した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属します。

免責事項

1. 当アカウントに掲載されている情報の正確さについては万全を期していますが、利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為については、本市は何ら責任を負うものではありません。
2. 利用者が当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも本市は一切の責任を負いません。
3. 利用者が投稿した内容について本市は一切の責任を負いません。
4. 利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害について、本市は一切の責任を負いません。
5. 当アカウントは、予告なしに掲載した情報を変更または削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがあります。
6. 当アカウントは、noteの提供するサービスによって運用されています。本市は、noteのシステム運用状況に関する質問や、ソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等に関して、一切お答えすることができません。
7. 上記の他、当アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、本市は一切の責任を負いません。